



料金後納

ゆうメール



小矢部市税務課

令和6年分の所得の申告について(お知らせ)

日頃より、本市の税務行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

この申告は、「市民税・県民税・森林環境税」及び「国民健康保険税」の課税資料となるばかりではなく、所得証明や児童手当等の基礎資料となりますので、以下のとおり申告くださいますようお願いいたします。

なお、このお知らせが届いていても、青色申告をする人、譲渡所得を有する人、雑損控除(災害等を受けた場合)を申告する人などは、砺波税務署での申告となりますので、ご了承ください。

1 申告相談会場

小矢部市農村環境改善センター

(小矢部市鷺島38番1号)

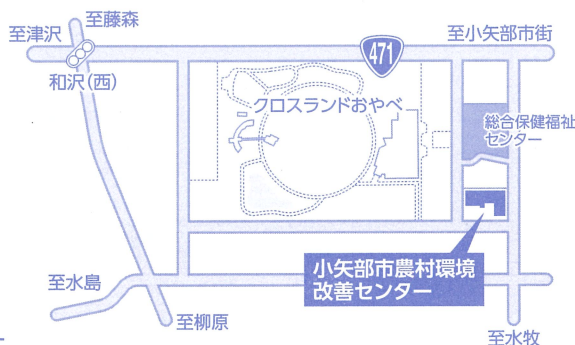
電話67-5631、67-5632(申告相談期間中のみ)

2 申告相談日程、事前予約

〈受付時間〉午前部 9:00~11:30

午後部 13:00~16:30

※混雑状況により、受付を早めに終了させていただく場合があります。



月	日	対象者・対象地区
2月	13日(木)▲	収入が公的年金のみの人 (受付終了 15:00)
	14日(金)	
	17日(月)▲	正得地区
	18日(火)	津沢地区
	19日(水)	藪波地区
	20日(木)	子撫地区
	21日(金)	全地区(延長)(受付終了 18:30)
	25日(火)	若林地区
	26日(水)	埴生地区
	27日(木)	東蟹谷地区
	28日(金)	全地区(延長)(受付終了 18:30)

月	日	対象地区
3月	3日(月)	南谷地区
	4日(火)	北蟹谷地区
	5日(水)	宮島地区
	6日(木)	荒川地区
	7日(金)	水島地区
	10日(月)	石動地区
	11日(火)	松沢地区
	12日(水)	全地区
	13日(木)	全地区
	14日(金)	全地区
	17日(月)	全地区

★2月13日(木)、17日(月)は例年非常に混み合い、長時間お待ちいただく場合があります。(▲…混雑予想日)

★医療費内訳・収支内訳は事前に作成し、来場してください。書類が整った方から受付いたします。

★地区割は、あくまでも目安です。申告期間内の都合の良い日にご来場ください。

★手書き用の所得税確定申告書用紙等は、枚数が少なく、なくなり次第お渡しできません。ご了承ください。

スマホから申告相談の事前予約(Web限定)ができます

待ち時間短縮と混雑の緩和のため、Web予約をぜひご利用ください。

- ・Web予約の方を優先して呼びます。
- ・予約のない方には、当日整理券の配布を行います。

予約受付開始日：2月1日(土) 12:00~

※予約日の前々日(土日祝日除く)まで予約できます。



Web予約

確定申告の方は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、申告書を作成することができます。

また、e-Taxを利用した電子申告や、郵送で税務署に提出することもできますのでご利用ください。



e-Tax

3 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入について

所得税確定申告書や個人住民税申告書の提出の際には、申告書へのマイナンバーの記載と本人確認(番号確認と身元確認)書類の提示又は申告書への写しの添付が必要となります。

【本人確認(番号確認と身元確認)書類の例】

- 《例1》 個人番号カード(番号確認と身元確認)
- 《例2》 通知カード(番号確認)+運転免許証、健康保険の被保険者証(身元確認)など

4 申告に必要なもの(収支内訳書等は、国税庁ホームページ・申告会場・税務課窓口にあります。)

印章・預金通帳・計算機・筆記用具・利用者識別番号が記載された用紙のほか、申告に必要な書類等は、次のとおりです。

項 目		必 要 な 書 類	
所得金額に関するもの	給与所得のある人	源泉徴収票	
	公的年金を受給している人	公的年金等源泉徴収票	
	報酬・個人年金のある人	支払証明書	
	日雇い・パート収入のある人	賃金の支払証明書	
	事業(営業・農業)・不動産収入のある人	収支内訳書（事前に作成してください。）	
	配当所得のある人	配当金などの支払通知書等	
	満期保険金などの一時所得のある人	支払証明書等	
	退職所得のある人	退職所得の源泉徴収票	
	その他の収入がある人	収入の内容が分かる書類	
所得控除に関するもの	国民年金保険・介護保険・国民健康保険等の社会保険料		支払額の証明書・領収書
	小規模企業共済等掛金		支払った掛金の領収書等
	一般生命保険料・個人年金保険料等		支払額の証明書
	地震保険料・長期損害保険料		支払額の証明書
	医療費控除	・ 医療費控除の明細書、医療費通知書及び医療費領収書やおむつ使用証明書などの証明書類（事前に作成・用意してください。） ・ セルフメディケーション税制の明細書と健康の保持増進及び疾病の予防の取組を行ったことを明らかにする書類 ※医療費控除とセルフメディケーション税制は、どちらか一方しか受けられません。	
	寄付金控除	受領書や寄付金控除のための書類等	
	障害者控除	障害の程度が分かる書類（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害者控除対象者認定書※などの原本）	
	勤労学生控除	学校からの証明書	

※障害者控除対象者認定書とは
障害者手帳等をお持ちでない人で、要介護認定を受けている65歳以上の人のうち、身体障害者・知的障害者などに準ずる状態にあると認められる人は、健康福祉課において障害者控除対象者認定書(無料)の交付を受けた場合に限り、障害者控除を受けることができます。
詳細は、健康福祉課までお問い合わせください。
問合せ先 健康福祉課(小矢部市総合保健福祉センター1階 電話67-8606)

5 砺波税務署で申告が必要な人 以下の人は、砺波税務署で申告をしてください。

- ① 分離課税の譲渡所得や損失申告をされる人
- ② 青色申告をされる人(商工業者で小矢部市商工会にて申告される人を除きます。)
- ③ 前年に新築住宅を購入され、初めて住宅借入金等特別控除を受けられる人
- ④ 雑損控除を申告される人(令和6年能登半島地震 含む)
- ⑤ その他租税特別措置法などの特別な控除を受けられる人

6 申告書をご自身で作成して提出される人 申告書をご自身で作成して提出される人は、以下まで送付してください。

- ◎ 所得税確定申告書 〒939-1393 砺波市本町13番19号 砺波税務署
- ◎ 市民税・県民税申告書 〒932-8611 小矢部市本町1番1号 小矢部市税務課